

○荷主と運送事業者を対象とした長時間労働改善に向けた説明会

日時：①令和3年12月22日（水） 会場：①七尾市文化ホール
②令和4年1月18日（火） ②金沢新神田合同庁舎
③令和4年1月19日（水） ③金沢新神田合同庁舎
④令和4年1月25日（火） ④小松日の出合同庁舎

参加者：（全4回）荷主：18名、運送事業者：94名

【概要】 運送事業者向けの労働時間説明会に荷主の参加を呼びかけ、標準的な運賃、ホワイト物流推進運動等の周知を図った。説明会では、昨今の燃料価格高騰に関しても言及し、適正な運賃收受の重要性について荷主企業への理解を求めた。

【プログラム】

○荷主と運送事業者による取引環境改善に向けて

【対象：荷主関係企業、トラック運送事業者】

○労働時間法制について

【対象：トラック運送事業者】

■主な周知事項

- ・標準的な運賃の告示について
- ・ホワイト物流推進運動について
- ・取引環境及び長時間労働改善のためのガイドライン（分野別、品目別ガイドライン含む）
- ・労働時間法制について



『荷主と運送事業者を対象とした長時間労働改善に向けた説明会』の様子（金沢会場）

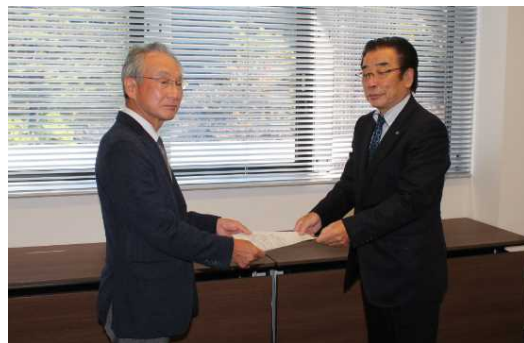
令和3年度における石川県地方協議会の取り組み② - 1

○荷主団体へ取引環境改善に向けた要請行動

実施日 : 令和3年11月4日(木)、5日(金)

要請先 : 一般社団法人石川県経営者協会、石川県商工会議所連合会、
石川県商工会連合会、石川県中小企業団体中央会

【概要】 トラック運送事業の健全な運営を確保し、物流機能が滞ることのないようにするために、①標準的な運賃の告示制度のご理解とご協力について、②異常気象時下における輸送に関するご理解とご協力について、下記リーフレットを活用し傘下会員への周知等いただくよう要請した。また、昨今の燃料価格上昇についても言及し、適正な運賃収受の重要性について荷主企業への理解を求めた。(P3の資料を手交)



石川県経営者協会 高松会長(左)
石川県トラック協会 久安会長(右)



石川県商工会議所連合会
普赤専務理事(右)
協議会事務局(左)



石川県中小企業団体中央会
石野事務局長(左)
協議会事務局(右)



石川県商工会連合会
尾崎専務理事(左)
協議会事務局(右)

令和3年11月4日

一般社団法人石川県経営者協会会長
高松 喜与志 殿

〔トラック輸送における取引環境・労働時間改善〕
石川県地方協議会事務局

国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局長
梁取 利男

厚生労働省石川労働局長
吉田 研一

一般社団法人石川県トラック協会会長
久安 常信

トラック運送事業者のコンプライアンス確保に向けたご理解とご協力へのお願い

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

トラック運送事業は、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能であり、平時における運送のみならず、災害時における緊急支援物資の運送を担うなど、我が国の経済と地域の暮らしを支えるライフラインとして、公共性の高い極めて重要な役割を果たしております。トラック運送事業の健全な運営を確保し、物流機能が滞ることのないようにするために、以下についてご理解ご協力をお願い申し上げます。

1. 標準的な運賃の告示制度のご理解とご協力について

自動車運転の業務については、働き方改革関連法に基づき、令和6年度から年間960時間の時間外労働の上限規制が適用されることとなりますが、トラック運送事業者における運転者の労働環境は、他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり運転者不足が大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、トラック運送事業者の適正な運賃收受の下支えとなる環境を整備することにより、トラック運転者の労働条件を改善し、安定的かつ持続的な物流を確保するため、「貨物自動車運送事業法」が改正され、国土交通大臣が適正な運賃水準を標準的な運賃として昨年4月24日に告示したところです。

つきましては、物流機能の維持とトラック運送事業者の働き方改革・コンプライアンス確保に向けて当該告示の趣旨についてご理解いただき、別添リーフレットを傘下会員への周知等にご活用いただきますようお願い申し上げます。

2. 異常気象時における輸送に関するご理解とご協力について

近年、大雪により、関越道及び北陸道で大型車両が長時間にわたり滞留する事案や強風により車両が横転する事故が発生しています。

このような場合には、運転者の生命や身体が害されるおそれがあることはもとより、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的な物流機能にも影響を生じるおそれがあります。

国土交通省では、昨年2月に台風等の異常気象時における輸送の在り方の目安を定めておりますが、異常気象時において、輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼の抑制にご理解をいただくとともに、無理な輸送の強要を行わないよう、傘下会員への周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました



トラック輸送の「標準的な運賃」にご理解・ご協力をお願いいたします



台風等による異常気象時における無理な運行により、近年、事業用トラックの横転事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の運行に支障をきたす事案が散見されております。

台風等による被害発生が予測される場合には、国から示された「異常気象時における措置の目安」を基に、乗客・乗員主等とも連携を図りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動の徹底に取り組みましょう。

なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、乗客等に輸送を依頼された場合、国土交通省のホームページに設置する「意見等の募集窓口」や、最寄りの地方運輸局又は運輸支局長等にその旨通報する手段が設けられています。

⚠️ 異常気象時における措置の目安 ⚠️

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20~30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための慎重を要する
	30~50mm/h	運送中、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10~15m/s	道路の吹き出しの角度が水平になり、高速運転中では横風に煽られる被害を受ける	輸送の安全を確保するための慎重を要する
	15~20m/s	高速運転中では、横風に煽られる被害が大きくなる	
	20~30m/s	通常の速度で運転するのと同様になる	輸送を中止することも検討するべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時		大雪注意報が発令されているときは必要な措置を講じるべき	
視界不良・霧・凍り		視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき	
警報発表時		輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき	

* 輸送を中止しないことと運送依頼を行うものではないが、国土交通省が発表する暴風等において、輸送の安全を確保するための措置を講じた上で輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業法」に定める罰則等について(平成21年9月29日付国土交通省3号、国土交通省77号、国土交通省17号)に基づき行方処分を行う。

注：国土交通省が発表する暴風等に関する情報は、国土交通省のホームページに掲載されています。



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

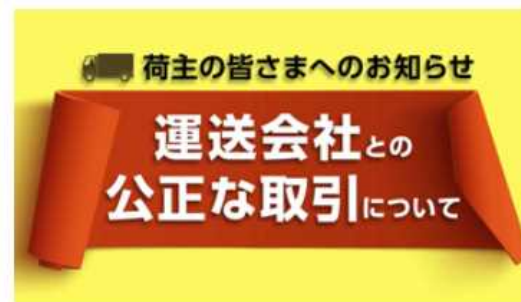
- 1 概要 「標準的な運賃」の浸透をはじめとする取引環境及び労働条件の改善を目的に、トラック運送事業者と荷主の適正取引に向けたテレビCMを放送した。
- 2 放送期間 令和3年10月18日（月）～令和3年12月31日（金）
令和4年1月17日（月）～令和4年2月14日（月）
※ 主に 6：00～8：00・20：00～24：00 の時間帯（計337回）
- 3 放送局 地上波4局（テレビ金沢、北陸放送、北陸朝日放送、石川テレビ）
- 4 内容 荷主向けテレビCM「公正な取引について」の放送
（標準的な運賃告示編、運行強要編、付帯業務編、労働時間編）
- 5 その他 10月、11月には「標準的な運賃告示編」を、12月には「異常気象時の運行強要編」を集中的に放送した。
また、悪天候による交通障害の発生を受け、1月～2月にかけて、「異常気象時の運行強要編」を追加放送した。



公正な取引について『標準的な運賃』告示編



公正な取引について『運行強要編』



公正な取引について『付帯業務編』



公正な取引について『労働時間編』